

資料編

▽ 第4次地域福祉活動計画策定経過

日 程	内 容
令和4年7月7日	第1回地域福祉活動計画策定委員会 ○正副委員長の選出について ○趣旨説明 ○第3次京田辺市地域福祉活動計画の総括について ○今後の予定と策定作業の進め方について
令和4年7月21日	第1回作業部会 ○第4次地域福祉活動計画の策定に向けた作業部会の役割について ○今後のスケジュール及び進め方について
令和4年8月1日～ 8月12日	社協職員向けアンケート
令和4年8月16日	第2回作業部会 ○進捗状況について ○アンケート、懇談会等による意見のとりまとめについて ○事業の整理と計画の体系（案）について
令和4年8月17日～ 8月24日	中学生・高校生向けアンケート （社会福祉体験学習参加者）
令和4年9月5日～ 9月30日	企業・商店向けアンケート （まちづくりサポーター企業） 障害福祉サービス事業所向けアンケート 介護保険サービス事業所向けアンケート 大学生向けアンケート （同志社大学ボランティア支援室学生スタッフ等） 子育て世帯向けアンケート
令和4年9月5日～ 10月7日	一般向けアンケート （社会福祉センター利用者） （アルプラザ京田辺店来客者）
令和4年9月14日	第3回作業部会 ○進捗状況について ○アンケート、懇談会等による意見のとりまとめについて ○事業の整理と計画の体系（案）について
令和4年9月16日	京田辺市視覚障害者協会との懇談会
令和4年9月17日	京田辺市難聴者協会との懇談会
令和4年9月24日	京田辺市聴覚障害者協会との懇談会

日 程	内 容
令和4年9月26日	ボランティアとの懇談会
令和4年9月26日	社協職員研修
令和4年10月19日	第4回作業部会 ○進捗状況について ○計画の体系（案）について ○計画冊子の構成（案）について
令和4年11月20日	1♡京田辺ふれあいワークショップ
令和4年11月24日	第5回作業部会 ○実行（アクション）プランについて ○計画（素案）について ○第2回策定委員会について
令和4年12月8日	第6回作業部会 ○実行（アクション）プランについて ○計画（素案）について ○第2回策定委員会について
令和4年12月22日	第2回地域福祉活動計画策定委員会 ○計画策定に向けたこれまでの取組について ○第4次京田辺市地域福祉活動計画の素案について ○今後の予定と策定作業の進め方について
令和5年1月24日	第7回作業部会 ○第4次京田辺市地域福祉活動計画の最終案について ○概要版の作成について ○第3回策定委員会について
令和5年2月9日	第3回地域福祉活動計画策定委員会 ○第4次京田辺市地域福祉活動計画の最終案について ○第4次京田辺市地域福祉活動計画の概要版について
令和5年2月20日	第8回作業部会 ○第4次京田辺市地域福祉活動計画の修正について ○概要版の修正について ○計画冊子と概要版の発行について

▽ 第4次地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

社会福祉法人京田辺市社会福祉協議会 第4次地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 第4次京田辺市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）の策定にあたり、幅広く意見を求め、これを円滑に推進するために、第4次地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、活動計画の策定及び実施に関して必要な事項を調査研究し、会長に具申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内で構成する。

(委員)

第4条 委員の構成は、次に掲げるもののうちから社協会長が委嘱する。

- (1) 社会福祉協議会地域役員
- (2) 社会福祉関係団体
- (3) 福祉施設、事業所関係団体
- (4) 社会福祉行政機関
- (5) 学識経験者
- (6) その他、会長が適当と認める個人及び団体

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は1年とする。

- 2 委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役職によって委嘱された委員については、前項の規定にかかわらず、その職を辞して解くものとする。

(会議)

第7条 委員会は委員長が召集し、委員長がその議長となる。

- 2 第1回委員会の会議の召集は、前項の規定にかかわらず、会長が行う。
- 3 委員長は、必要があるときは、委員以外のものの出席を求め、意見を聴くことができる。

(作業部会)

第8条 活動計画の円滑な作業を進めるために、作業部会を設置する。

(事務局)

第9条 委員会の事務は、本会ふれあい福祉課において処理をする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年7月7日から施行する。

▽ 第4次地域福祉活動計画策定委員会委員

委員長 北垣 智基
副委員長 内藤 康夫

(敬称略・順不同)

氏名	選出区分
北垣 智基	天理大学人間学部人間関係学科准教授（学識経験者）
木村 敬子	京田辺市民生児童委員協議会（社会福祉関係団体）
内藤 康夫	京田辺市ボランティア連絡協議会（社会福祉関係団体）
寺西 章郎	京田辺市区・自治会長連絡協議会（社会福祉関係団体）
香村 毅	京田辺市老人クラブ連合会（社会福祉関係団体）
香村 和雄	京田辺市身体障害者協会（社会福祉関係団体）
田中 佐和美	京田辺子育てママ応援し隊「はいはい」（社会福祉関係団体）
栗山 由生	京田辺市地域自立支援協議会（福祉施設、事業所関係団体）
石田 春喜	京田辺市社会福祉協議会薪分会（社会福祉協議会地域役員）
山下 明子	京田辺市商工会（その他団体）
竹村 光世	同志社大学ボランティア支援室（その他団体）
谷 直樹	京田辺市健康福祉部社会福祉課（社会福祉行政機関）

アドバイザー

坂田 徹	京都府社会福祉協議会
------	------------

▽ 作業部会メンバー

村田 敬造	事務局長
森田 里佳	事務局次長
福田 好孝	ふれあい福祉課長 兼 ホームヘルプセンター長
藤林 美智子	ふれあい福祉課主幹 兼 庶務係長
上田 千枝	在宅サービス課主幹
笹山 典孝	ふれあい福祉課主査

▽ 用語集

行	用語	説明
か	緊急事態宣言	国民の生命や健康、生活を守るために内閣総理大臣から発表される感染症拡大防止のための具体的な対策のこと。
	権利擁護	認知症の高齢者や知的障がい者、精神障がい者などの権利を守り、ニーズ表明を支援したり代弁したりすること。
さ	社会資源	ニーズを充足するために用いる制度や機関、人材、資金、技術、知識等の総称
	社会的孤立	客観的に見て、家族や地域社会との関係が希薄で接触がほとんどない状態のこと。
	成年後見制度	認知症や知的障がい、精神障がい等によって判断能力が十分でない人に、後見人が財産管理等を行い本人の権利を守り支援する制度のこと。
た	ダブルケア	子育てと介護を同時に行なうこと。
	多様性	性別や年齢、国籍などの様々な属性や価値観やライフスタイルなどの様々な思考のこと。
は	ハザードマップ	災害による被害が発生する可能性が高いエリアを予測に基づいて地図上に表したもの。
ま	モバイル Wi-Fi ルーター	インターネットに接続するために使う小型の通信端末のこと。
や	ヤングケアラー	学業や仕事をしながら、サポートが必要な家族の世話をしている18歳未満の子どものこと。
	有償ボランティア	一般的にわずかな報酬を受け取り行うボランティア活動のこと。
英数字	Instagram (インスタグラム)	スマートフォンなどで、写真や動画の投稿をメインとしているサービスのこと。
	LINE (ライン)	スマートフォンなどで、メッセージのやり取りや通話ができるサービスのこと。
	SNS (ソーシャルネットワーキングサービス)	インターネット上で社会的なネットワークの構築を可能にするサービスのこと。
	Zoom (ズーム)	パソコンなどから映像(ビデオ)と音声を使いオンライン上で会議やミーティングができるサービスのこと。
	8050問題	80代の親が50代のひきこもりとなった子どもと一緒に暮らし、経済面を含めて支援すること。